

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

● 期限までに「現況届」や「所得状況届」の提出をお願いします ●

毎年、児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は「現況届」と「生計維持関係等申出書」の提出が必要です。受給者の皆さんには届出書類を送付しますので、期限までに提出をお願いします。

● 児童扶養手当「現況届」

届出期間 8月1日(月)～8月31日(水) ※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 ひとり親家庭など(父または母が重度の障がいがある場合を含む)で18歳未満の児童を養育している方

※児童扶養手当受給から5年を経過された方には「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付します。該当される方は、あわせて提出してください。

● 特別児童扶養手当「所得状況届」

届出期間 8月12日(金)～9月9日(金) ※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 20歳未満で精神、または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を監護している方

● 特別障害者手当・障害児福祉手当「現況届」と「生計維持関係等申出書」

届出期間 8月12日(金)～9月9日(金) ※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 (1)特別障害者手当 日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者(障がいを重複して有する方)
(2)障害児福祉手当 日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児

※各種手当については、新規で受給したい方や現在手当を受給していて状況が変化した方などからの相談を随時受け付けていますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136) 直通75-6205

令和4年度さかきブランド事業決定!!

この事業は、坂城町を広くPRする商品の生産設備の整備拡充、商品の開発・改良および販売の取り組みを支援するものです。

審査会での審査の結果、今年度は次の3つの事業に決定しました。

申請者	事業名	内容	事業費	交付決定額
坂城葡萄酒醸造株式会社	新品種「カベルネ・フラン」を使用した赤ワインの商品化	初収穫した「カベルネ・フラン」を醸造し、赤ワインを商品化	451,000円	200,000円
株式会社まちづくり坂城	ねずこんキャンバスバックの商品化	町マスコットキャラクター「ねずこん」をモチーフにした「ねずこんキャンバスバック」を商品化	490,600円	200,000円
味ロジ株式会社	坂城産野菜を使用したペーストの商品化	伝統野菜「ねずみ大根」の葉を使用したペーストを商品化	354,200円	161,000円

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152) 直通75-6207